

△ヒル体母と一時間にしろー、  
 △作業場にて風船を出せー、  
 △作業場を出せー、  
 △風船場を建てろー、  
 △島根組と即時本工にしろー、  
 △四大館及び一級体日に日給金額を支給しろー、  
 △免状諸君、わか日本金庫前組金庫も支那はいつても金分金と動員して諸君を  
 支拂する用意が出来ておるを以て、  
 直ちに後述大会を開いて後述の要求を会社へつたつろー、  
 会社が後述の要求をいれるまで、サボをやつてかこばしれー、  
 日本金庫の獲の下にー。

日本労働組合全国協議会

日本金庫前組金庫支部

堀池 旭

5.8.2  
 147

労働第ニ四九〇番

昭和五年八月一日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏殿  
 社会局長 官 殿  
 埼玉縣知事 殿

東京鋼板工業株式会社労働争議ニ關スル件 第二報

要旨 (1) 会社側が東京鋼板工業株式会社労働争議に代弁せしむ一方争議團の切前を業に居しり

(2) 工場内ノ異物ヲ相撲セシムルハ名ニ所懸着ニ留置取調中

(3) 左翼一派策動ス 警視中

標記争議前報後ノ状況左記ノ通

記

一、会社側